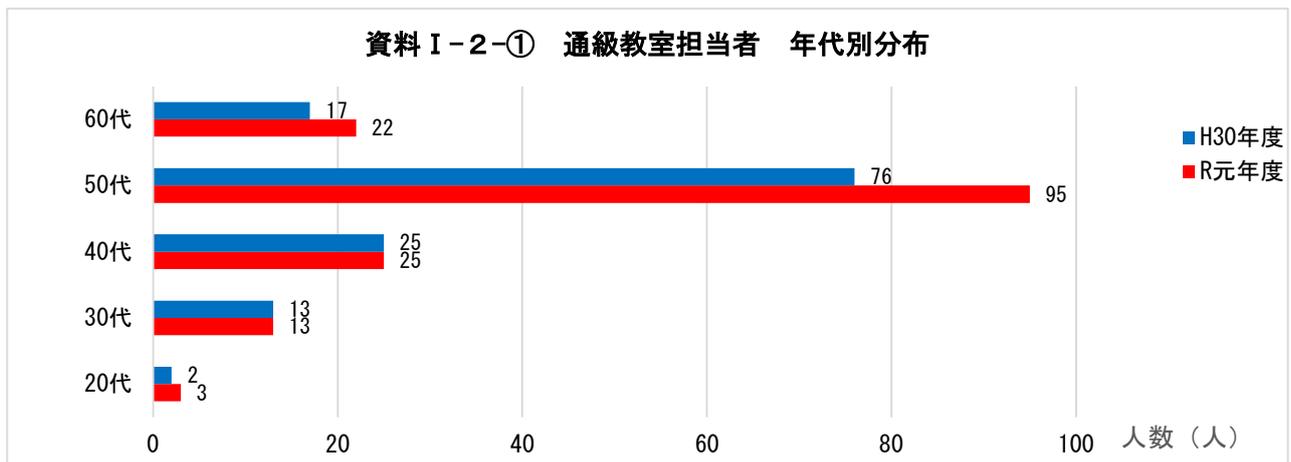


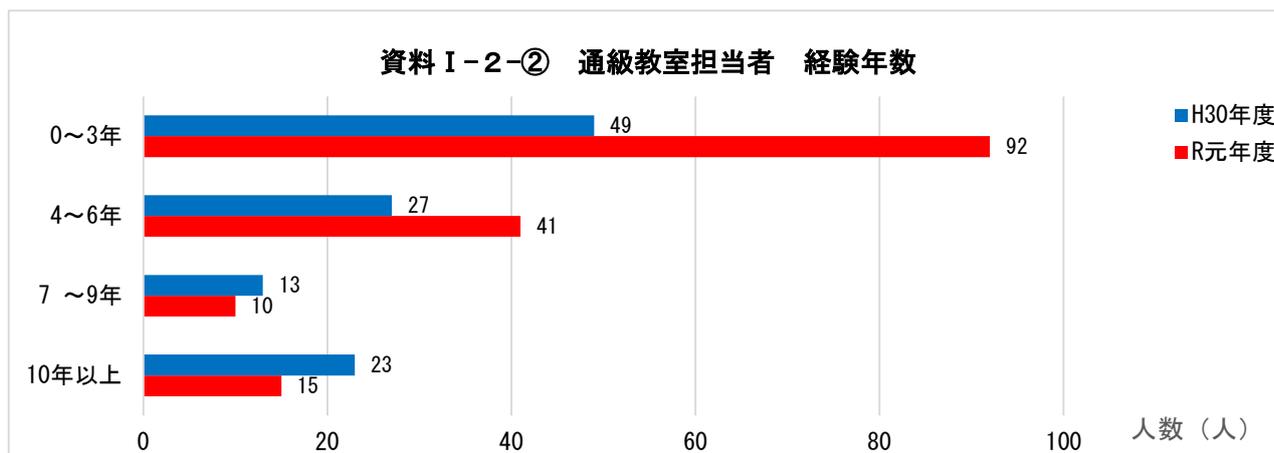
2 静岡県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を生かしつつ、その経験が適切に継承されるよう、また、通級児にとって丁寧で手厚い指導ができるように、人事面での配慮や研修の機会増大と合わせて本研究会への参加にご理解をいただきますようお願いいたします。

「障害に応じた通級による指導の手引き」（平成30年 文部科学省。以下、文科省という。）では、新任の通級指導教室担当教員の専門性、指導力を高めるための研修内容として次の8項目を挙げています。

- (1) 通級による指導や自立活動の趣旨・目的及び概要
- (2) 通級による指導の対象となる障害の種別に関する専門的な知識・技能
- (3) 通級による指導に係る特別の教育課程の編成
- (4) 個別の指導計画の作成の手順、個に応じた指導の方法
- (5) 教材・教具の活用
- (6) 個別の教育支援計画の作成、保護者や関係諸機関との連携協力
- (7) 事例研究法と指導の評価
- (8) 通級指導教室の経営

資料 I-2-①が示すように、令和元年度の通級指導教室担当者の年齢は、70%超が50歳代以上で、20歳代と30歳代合わせて10%という状態にあり、明らかに年配者に偏っています。これは、担当者が、豊かな教職経験の上でしか築き上げることのできない高い専門性を要求される職であるためと思われます。上記の8項目の専門性を身につけた、経験が豊かで指導者的立場にある担当者が、この先、退職の時期を迎えることを考えると、このような不均衡な担当者の構成は、専門性を継承したり高めたりすることを難しくしています。また、資料 I-2-①の令和元年度と平成30年度の比較から、新設や増設によって、通級指導教室担当者が増えています。その年代も、ほぼ50歳代以上ということが分かります。そして、資料 I-2-②が示すように、担当者の60%近くが経験年数3年以下となっており、昨年度と比較すると、その数がさらに増加していることから、この先の通級指導教室の質の低下が危惧されます。今後の通級指導教室の基礎定数化を見据え、複数体制にするなど、若手の育成を考えた具体的な整備を、段階的に進めていただきたいと思います。また、身に付けた高い専門性を生かし、次世代へ引き継ぐために、同一校勤務年数の延長をするなど、臨機応変な対応も併せてご検討いただけるとありがたいです。本県の特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、今後の通級指導教室担当者の将来的な視点に立った、均衡のとれた人事が行われるようにご配慮をお願いします。





通級指導教室担当者は、静岡県教育委員会（以下、県教委という。）のご指導の下、言語・聴覚・発達障害児教育の充実に努めてまいりました。県教委主催の通級指導教室担当者研修において、平成 29 年度から、「発達障害通級指導」演習と共に、「言語障害通級指導」演習も実施されるようになり、言語障害通級指導者にとっても大変有意義な研修会となっています。また、この研修会が、東・中西部の幼児教育に携わる教員・職員まで参加が拡大され、平成 30 年度末に配布された「発達障害を対象とした通級指導教室のスタートブック」を活用するための講話も設定していただき、大変有り難く思います。しかし、県教委主催の研修は、回数が少なく、経験の浅い通級指導担当者は、先述の研修内容 8 項目のような基礎的な専門性を体系的に身に付けることが難しいため、指導を行いながら、専門性を身につけている教室の先輩から学んでいる状態です。しかし、学校に 1 教室しかないところでは、担当者は 1 人で悩みながら、手探りで教室経営や指導を行っていくしかありません。そのような状況の中、市・町教委主催の研修がない地域もあり、担当者は、指導に生かせる行政主催の更なる研修を望んでいます。先述しましたが、経験年数 3 年以下の担当者が 60% 近くを占めており、通級指導教室担当者の基礎定数化を見据え、担当者を養成する体制を整えていく必要があります。令和元年 9 月に文科省から出された、「発達障害に関する通級による指導担当教員専門性充実事業実践事例集」にあるような専門性を身につけられる研修の機会を、地域間の格差なく平等に設け、専門性を身につけた担当者が幅広く育成されるようにご配慮をお願いします。

また、令和 2 年 3 月に「初めて通級を担当する教師のためのガイド」が文科省のホームページに公開されました。その中の「第 1 章 通級指導を担当するに当たって」では、「（4）困ったら一人で悩まずに相談しましょう。」とあります。本会は、以下のように、通級指導教室担当者の専門性を身につけられる研修を年間を通して行っており、担当者にとって、困ったときに相談できる機関でもあります。先述の 8 項目の研修内容を補う為にも、引き続き、本会の研修会への公的な参加ができるよう、旅費等への配慮をお願いします。

令和元年度 静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会 研修計画

（1）定例研修会 第 1 回中部：【午前】総会・講演 【午後】分科会

第 2 回東部：【午前】講演・ワークショップ 【午後】講演

第 3 回西部：【午前】講演 【午後】分科会

（2）地区講習会：新任者研修会・指導者講習会・担当者研修会・事例検討会・検査技能講習会等

【東部】年間 6 回 【中部】静岡：年間 6 回 志太榛原：年間 3 回 小笠：年間 5 回

【西部】年間 9 回